

兵高教組 臨時教職員ニュース

第3号 2007年10月6日
兵庫県高等学校教職員組合
電話：078-341-6745
http://www.hyogo-kokyoso.com

民間で進む非正規の待遇改善への流れ 今年こそ、臨時教職員の待遇改善を！

民間では、劣悪な状態に置かれている非正規の労働者の待遇改善が少しずつ進んでいます。公務の現場で働く非正規労働者は、こうした民間の保護法制が適用されず、また、公務員の保護法制も適用されない、「法の谷間」に置かれています。しかし、格差の是正の方向に社会全体が動きつつある今、臨時教職員の待遇改善の絶好のチャンスです！

派遣法の抜本改正を！ 4野党・労組が共同でシンポジウム



格差社会の根っこには、労働法制の「規制緩和」

働く者すべてに生存権と人間らしい生活が保障されるためには、まず、労働者派遣法を抜本改正することが必要だ——。10月4日、「格差是正と労働者派遣法改正をめざす国会内シンポジウム」が参議院議員会館で開かれ、主催者側の予想を大きく上回る160人余りが参加しました。厚生労働省が労働者派遣法改正の検討を始め、来年の通

常国会で改正が予定されている中、関心の高さを裏付けました。

人間の尊厳は闘うことでしか勝ち取ることができない

人間の尊厳は闘うことでしか勝ち取ることができない——。ルポライターの鎌田慧さんは激励挨拶で切り出しました。鎌田慧さんは、「格差社会の根本は労働者派遣法にある。この派遣法は必要などきに必要人間を必要な量だけ派遣する。いわばトヨタの看板方式と一緒。天下の悪法である派遣法は、速やかに解体する必要がある。今日のシンポジウムが解体に向けての第一歩になってほしい」と力を込めました。

野党と労組で共同して法改正を！

国会の力関係が変わった条件も活かして、労働組合と政党が力を合わせて、抜本改正を実現したいと、共同した取り組みを強めてゆくことを確認しました。

民間では10月1日より採用の年齢制限禁止 兵庫でも、教採の年齢制限撤廃を

改訂雇用対策法施行

平成13年10月1日からの「改正」雇用対策法によって、「労働者の募集、採用にあたっては、労働者の年齢を理由として、募集・採用の対象から排除しないように」とされてはきましたが、これまでは努力義務規定でした。

これが今秋から、同法の「改正」によって、「禁止」規定に変更されます。施行は10月1日から。例外規定も残っていますし、これが公務・教職員・臨時教職員にどう及ぶかは、推移をこまかく注視していく必要があります。

教採の年齢制限も緩和・撤廃が流れ

しかし、すでに教員採用選考試験の募集における年齢制限の撤廃・緩和が進行中です。年齢制限

を既に撤廃したのは、宮城県、山形県、富山県、長野県、静岡県、仙台市の6県。大阪市と大阪府は、46歳になっています。ちなみに、兵庫は依然として40歳。ずっと臨時講師で頑張ってきて、年齢制限を超えてしまう人もたくさんいらっしゃいます。

兵庫でも年齢制限の緩和・撤廃を！

「民間準拠」をいうならば、採用の年齢制限を廃止した民間の流れに、公務の現場も乗るべきです。

臨時教職員の待遇改善の大運動を！

兵高教組は、この秋、臨時教職員の待遇改善を求める大運動を行います。皆さんも一緒に！

臨時教職員の待遇改善を目指す 臨時教職員の集い

いよいよ今週の日曜日！

日時：2007年10月14日（日） 午後15：00～
場所：兵庫高教組会館3階大会議室 **誰でも参加できます！**

報告：臨時教職員をとりまく情勢

交流：①聞いて！聞いて！臨時の思い！

②臨時教職員の賃金・待遇改善のために
交流・親睦会（オプション 17時～）

元町駅近くの居酒屋にて（予算3000円程度）
可能な限りおつきあいください。

申し込み：10月11日（木）締め切り
資料の準備等の都合がありますので、
なるべく事前にお申し込み下さい。

組合員：執行部への意見表明のチャンス！
本部より旅費を支給します。是非ご参加を！



別紙の臨時教職員アンケートに、是非、ご協力下さい！